



保証契約書

岡山市（以下「甲」という。）と契約保証人
（以下「乙」という。）とは、次の条項により保証契約を締結する。

第1条 乙は、次の契約（この保証契約の締結後、当該契約が変更された場合は、変更後の契約をいう。）について、受託者がその債務を履行しないときは、受託者に代わって完了させるものとする。

- (1) 件名 芳賀佐山浄化センターほか植栽管理業務委託
- (2) 場所 岡山市北区芳賀5101番地ほか
- (3) 期間 令和 6年 月 日から令和 7年 3月21日まで
- (4) 受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名
- (5) 契約額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

第2条 乙は、受託者が前条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を受託者と連帯して支払うものとする。

第3条 甲は、受託者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、業務を完了することを請求することができる。

- (1) 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における受託者及び乙に係る契約代金債権の帰属及び契約不適合責任は、次のとおりとする。

- (1) 受託者が履行した部分に係る契約代金債権は、受託者に帰属する。
- (2) 乙が履行した部分に係る契約代金債権は、乙に帰属する。
- (3) 受託者及び乙は、契約不適合については、連帯してその責に任ずる。

第4条 受託者及び乙は、民法（明治29年法律第89号）第465条の10に定められた事項について契約締結時の適切な情報提供が行われたことを確認する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 6年 月 日

発注者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大森雅夫



契約保証人 乙 住所
氏名

